

## 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

### 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和2年7月30日）は、次に示すとおりである。

経済産業省

20200508保第6号

令和2年7月30日

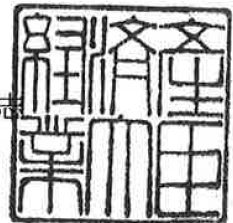
那賀・海部・安芸風力発電合同会社

代表社員 一般社団法人エネルギーエクスプローラー

職務執行者 野坂 照光 殿

経済産業大臣

梶山 弘志



那賀・海部・安芸風力発電合同会社「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年5月8日付けをもって送付のあった「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

### (2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響について

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響について

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に

当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響について

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による希少猛禽類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ及びノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 植物及び生態系に対する影響について

想定区域及びその周辺では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「湯桶丸のブナ林」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、既存道路や無立木地等を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、表5.2-1に示すとおりである。

表5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域等の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、その周辺の住居等や既存道路の状況、特定植物群落や植生自然度が高い植生、自然公園地域等を踏まえ、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させ、その経緯を方法書に記載しました。</p>
<p>(2) 事業計画等の見直し</p> <p>上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>今後実施する環境影響の予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置を講じた場合でも、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置については、環境影響の回避又は低減を優先的に検討します。</p>

表5. 2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2 各論</p> <p>(1) 騒音に係る影響について</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減します。</p>
<p>(2) 風車の影に係る影響について</p> <p>想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減します。</p>

表5. 2-1 (3) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(3) 鳥類に対する影響について</p> <p>想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による希少猛禽類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ及びノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減します。</p>
<p>(4) 植物及び生態系に対する影響について</p> <p>想定区域及びその周辺では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「湯桶丸のブナ林」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、既存道路や無立木地等を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、既存道路や無立木地等を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減します。</p>